

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年7月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(3) 年金記録の訂正請求を却下したもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500225号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600025号

第1 結論

請求者のA社における船員保険被保険者資格の喪失日を昭和20年4月1日に訂正し、昭和19年11月から昭和20年3月までの標準報酬月額を55円とすることが必要である。

昭和19年11月1日から昭和20年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、昭和19年11月1日から昭和20年4月1日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和19年11月1日から昭和20年4月1日まで

C会の命令により、A社(現在は、F社)が所有するI丸に昭和19年10月から乗船し、翌年に同船舶が撃沈されるまで機関員として勤務していたが、請求期間について、船員保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を船員保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和19年10月にA社が所有するI丸に乗船し、複数回、jからcに物資を運搬していたが、航海中に空爆を受け、f沖で撃沈されたとする状況について具体的に陳述しているところ、C会が作成した喪失船舶一覧表により、同船舶は、昭和20年5月13日にf沖で空爆により撃沈されていることが確認できる。

また、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、請求期間及びその前後の期間に継続して船員保険の被保険者記録が

確認できる同僚は、請求者と一致する内容の陳述をしている上、「A社が所有する I 丸に乗船した後は、空爆により撃沈されるまで下船することはなかった。請求者も同様だった。」と陳述していることから判断すると、請求者は、請求期間において、継続して当該船舶所有者が所有する I 丸に乗船していたことが推認できる。

一方、当該船舶所有者に係る被保険者名簿によると、請求者の同保険の被保険者資格取得日は、昭和 19 年 10 月 3 日であることが確認できるものの、被保険者資格喪失日は記録されておらず、オンライン記録における昭和 19 年 11 月 1 日の被保険者資格喪失日については、日本年金機構が、被保険者資格取得日の翌月 1 日を同喪失日とする取扱いにより記録していることが確認できる。

また、当該船舶所有者に係る被保険者名簿において、請求者と同じ頁に被保険者記録が記載されている同僚 17 人のうち 12 人は、請求者と同様に、被保険者資格喪失日が記録されていないことから判断すると、請求期間当時の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

なお、請求者に係る船員保険被保険者台帳によると、請求者は、昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 1 月 1 日までの期間について、C 会において船員保険の被保険者記録が確認でき、A 社が所有する I 丸が空爆により撃沈された昭和 20 年 5 月 13 日には、C 会において同保険の被保険者であった記録となっている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、当該船舶所有者における船員保険被保険者資格を昭和 20 年 4 月 1 日に喪失したと認めるのが相当である。

なお、昭和 19 年 11 月から昭和 20 年 3 月までの標準報酬月額については、当該船舶所有者に係る被保険者名簿における昭和 19 年 10 月の標準報酬月額から、55 円とすることが妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿によると、当該船舶所有者が所有する I 丸は、請求期間当時、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、昭和 19 年 11 月 1 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 1600003 号

厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 1600026 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額を 103 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 20 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 15 年 6 月 6 日

A 事業所から支給された賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3　判断の理由

A 事業所から提出された賃金台帳及び当該事業所の回答により、請求者は、当該事業所から平成 15 年 6 月 6 日に 103 万 6,365 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 103 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 6 月 6 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関

連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 1600025 号

厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 1600027 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額を 43 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 35 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 15 年 6 月 6 日

A 事業所から支給された賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第 3　判断の理由

A 事業所から提出された賃金台帳及び請求者が所持する預金通帳により、請求者は、当該事業所から平成 15 年 6 月 6 日に 43 万 1,451 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 43 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 6 月 6 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関

連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600029号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年4月23日から昭和56年4月1日まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。総務、経理担当として勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の商業登記簿謄本、当該事業所の監査役の陳述及び請求者が名前を挙げた同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、自身で社会保険事務所(当時)に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる届出をしたとしているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる事業所名称検索において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡はない。

また、当該事業所の請求期間当時の代表取締役は既に死亡している上、現在の代表取締役は、「請求期間当時の資料が残っておらず、当時のことを知る者もない。」と陳述していることから、請求期間における請求者の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、現在の代表取締役は、「当社は厚生年金保険には加入しておらず、厚生

年金保険料も給与から控除していない。」と陳述している上、オンライン記録によると、請求期間当時の代表取締役は、請求期間中、国民年金に加入し、請求期間の一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、請求者が名前を挙げた同僚は、「A事業所は社会保険に加入しておらず、私も厚生年金保険に加入していない。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600034 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600024 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 8 月

年金記録を確認したところ、請求期間①及び②に A 事業所から支給された賞与が記録されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の賞与を現金手渡しにより支給されていたと陳述しているところ、請求者は、これらに係る賞与明細書等を所持していない上、A 事業所は、オンライン記録によると、平成 19 年 2 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に請求者の両請求期間における賞与について照会したところ、事業主は、当該事業所に係る資料が無いため不明である旨回答している。

また、両請求期間当時、請求者が住民登録をしていた B 市及び同市を管轄する B 税務署に照会したが、いずれも、平成 17 年及び平成 18 年の課税関係資料を保管していないことから、請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の両請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600042 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600022 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

請求期間について、年金加入記録によると、当時、勤務していた事業所名が、A 社「B 店」となっているが、私は B 市に住んだことはなく、勤務していたのは「C 店」であるにもかかわらず、「B 店」となっているのは納得ができないので、「C 店」と訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法(以下「法」という。)は、法第 28 条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる(法第 28 条の 2 第 1 項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項」と規定されている(厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2)。

請求者は、本件訂正請求により、厚生年金保険原簿に記録された事業所の名称に

ついて訂正することを求めているところ、訂正請求の対象となった事業所の名称は、特定厚生年金保険原簿記録に含まれておらず、請求者は訂正請求をすることができない記録の訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。